

限定提供データに関する指針(案)の概要

平成30年11月20日

経済産業省知的財産政策室

1. 本指針の位置づけと今後のスケジュール

- 平成30年の不正競争防止法改正において導入された「**限定提供データ**」に係る「不正競争」について、「各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んだ分かりやすいガイドライン」を作成すべきとの指摘等を踏まえ策定。
- 産業界、有識者等から構成された「不正競争防止に関するガイドライン策定WG」において原案を作成し、不正競争防止小委員会の審議を経て策定・公表するもの。
- 本指針は限定提供データの定義や不正競争に該当する要件等について、一つの考え方を示すものであるが、法的拘束力を持つものではない。

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委会「**データ利活用促進に向けた検討 中間報告**」より抜粋

7. ガイドライン等の策定を通じた予見可能性を高める努力

新たに導入する制度の施行に先立ち、各規定の内容の明確化を図るため、不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGにおいて検討を行い、技術的管理等の客体の要件の考え方やその具体例、著しい信義則違反類型における図利加害目的に該当する行為・該当しない行為の例などを示す、分かりやすいガイドライン等を、速やかに策定すべきである。また、制度の施行後においても、その運用状況を見つつ、適時適切にガイドライン等の見直しを行っていくべきである。事業者が社内において策定される各規定を通じて教育・啓発活動を推進することも重要であり、その取組を推進する観点からもガイドライン等によって、その容易化を図っていく必要がある。

今後のスケジュール

2018年11月20日 **第10回不正競争防止小委員会**

- ✓ 小委員会での審議後、**パブリックコメント**を実施
- ✓ パブリックコメント実施後、指針を策定・公表

2019年 7月 1日 **改正不正競争防止法 施行**

【参考】不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

① 周知な商品等表示の混同
惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣
した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号・10号)

⑤ 限定提供データの
不正取得等
(11号・16号)

⑥ 技術的制限手段の効
果を妨げる装置等の
提供 (17号・18号)

⑦ ドメイン名の
不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの
原産地、品質等の
誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

国際約束に基づく禁止行為

1 外国国旗、紋章等の不正
使用
(16条)

2 国際機関の標章の
不正使用
(17条)

3 外国公務員等への
贈賄
(18条)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (3条)
- 損害賠償請求権 (4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (5条等)
- 書類提出命令 (7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (14条)

刑事的措置（刑事罰）

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (21条6項・7項・8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (21条10項等)

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

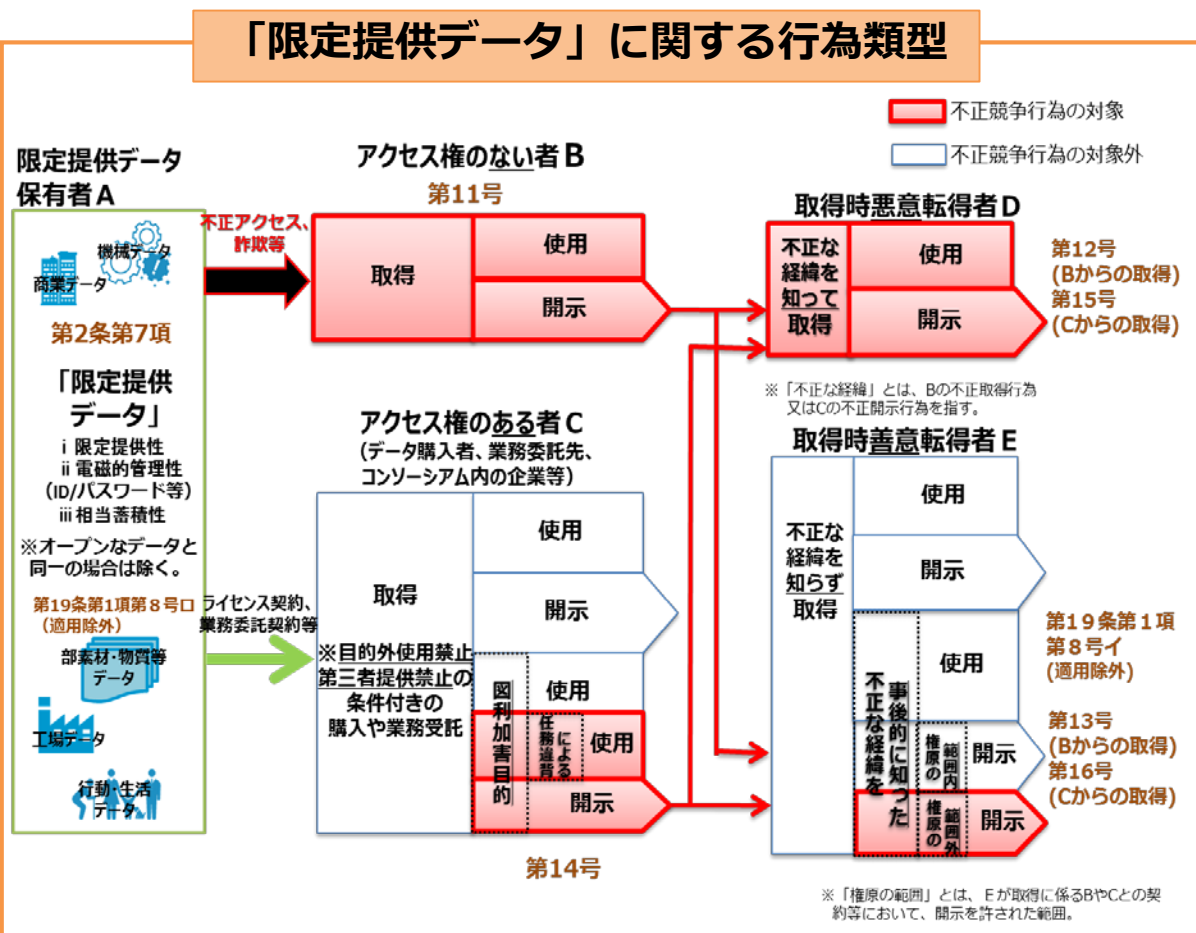
営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

2. 本指針の全体像

- 「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」でのご意見を踏まえ、限定提供データの客体要件、不正取得類型、著しい信義則類型、転得類型について、具体的な事例を交えて解説。



「限定提供データ」に関する指針 目次

限定提供データについて (3.)

- ✓ 限定提供データの定義について解説。

「不正競争」の対象となる行為について(4.)

- ✓ 「取得」「使用」「開示」について解説。

不正取得類型について (4.)

- ✓ 「アクセス権のない者B」について解説。

著しい信義則違反類型について (5.)

- ✓ 「アクセス権のある者C」について解説。

転得類型について (6.)

- ✓ 転得者D,Eについて解説。

3. 限定提供データについて

(「限定提供データに関する指針(案)」 p.8~p.17)

第二条

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。

「業として特定の者に提供する」(限定提供性)

「業として」とは反復継続的に提供している場合(実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む)をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合(各人に1回ずつ提供している場合も含む)
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」(相当蓄積性)

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法によって生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ(電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合)。

「電磁的方法により管理され」(電磁的管理性)

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

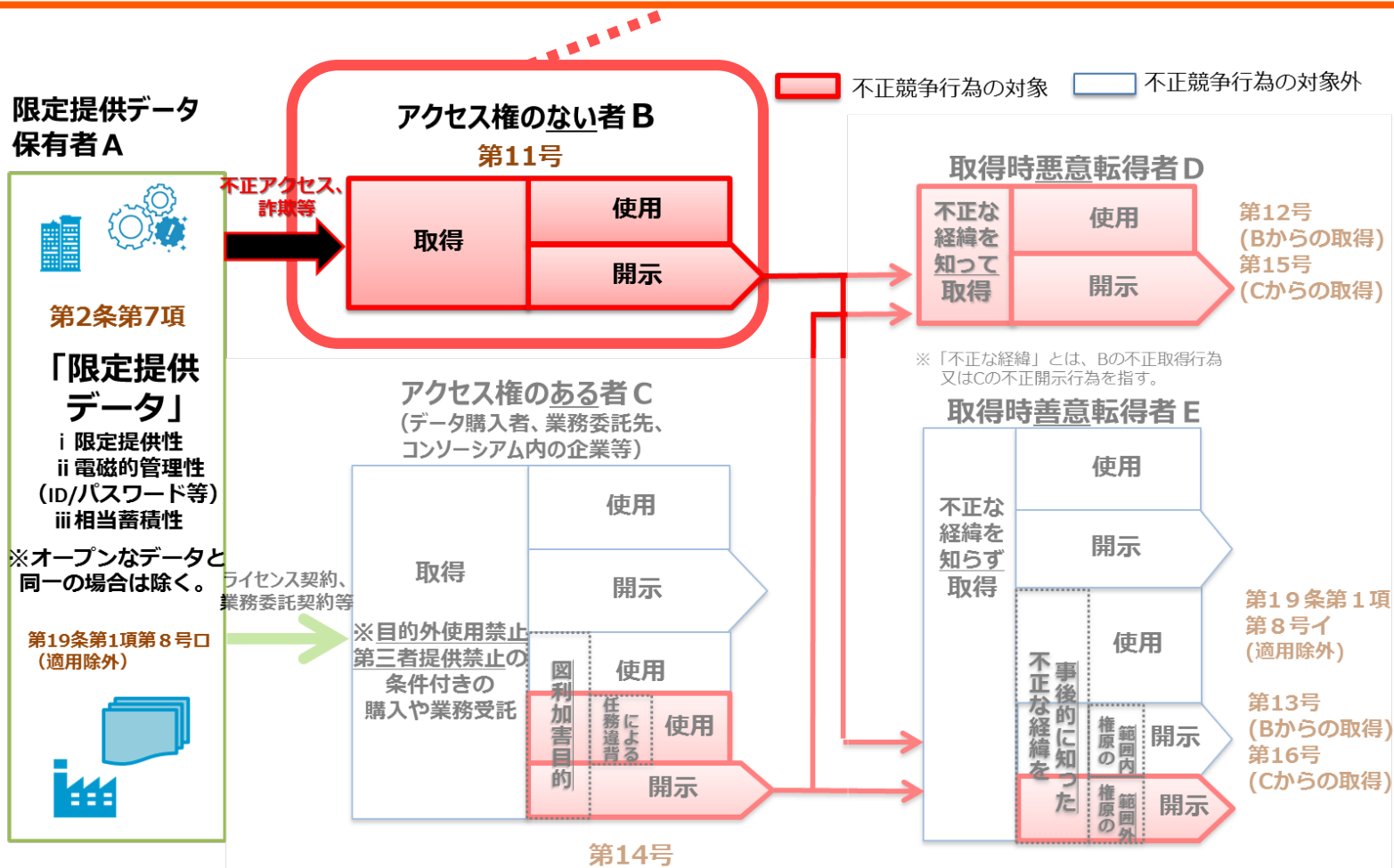
※「限定提供データに関する指針」では、上記のほか「技術上又は営業上の情報」、「秘密として管理されているものを除く」についても解説を掲載。
※適用対象外となる「オープンなデータと同一」の情報の範囲についても、具体例を掲載。

4. 「不正競争」の対象となる行為及び不正取得類型について

(「限定提供データに関する指針(案)」 p.18~p.24)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十一 **窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段**により限定提供データを**取得**する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを**使用**し、若しくは**開示**する行為



「不正競争」においては「**取得**」、「**使用**」及び「**開示**」という行為が規定されており、本指針では「Ⅲ.『不正競争』の対象となる行為について（総論）」において以下の定義を解説している。

取得

データを自己の管理下に置くことをいい、データが記録されている媒体等を介して自己又は第三者がデータ自体を手に入れる行為等、データが記録されている媒体等の移動を伴わない形で、データを自己又は第三者が手に入れる行為が該当する。

事例 サーバに保存されているデータを自分のPCにコピーする行為

使用

データを用いる行為。なお、取得したデータを用いて得られる成果物（データを用いて開発された物品等）が取得したデータと実質的に同一と評価される場合を除き、当該成果物の使用等は不正競争としない。

事例 取得したデータを用いてプログラムを作成する行為

開示

データを第三者が知ることができる状態に置くこと。実際に第三者が知ることまでは必要ない。

事例 第三者がアクセス可能なHP上に取得したデータをアップロードする行為

※「著しい信義則違反類型」及び「転得類型」においても、「取得」、「使用」、「開示」の定義は同様。

窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段

「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段」のうち、「窃取」、「詐欺」、「強迫」は、不正の手段の例示として挙げたものであり、「その他の不正の手段」とは、**窃盗罪や詐欺罪等の刑罰法規に該当するような行為のみならず、社会通念上、これと同等の違法性を有すると判断される公序良俗に反する手段を用いる場合も含まれると考えられる。**

※併せて、「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段」に該当する事例等についても掲載。

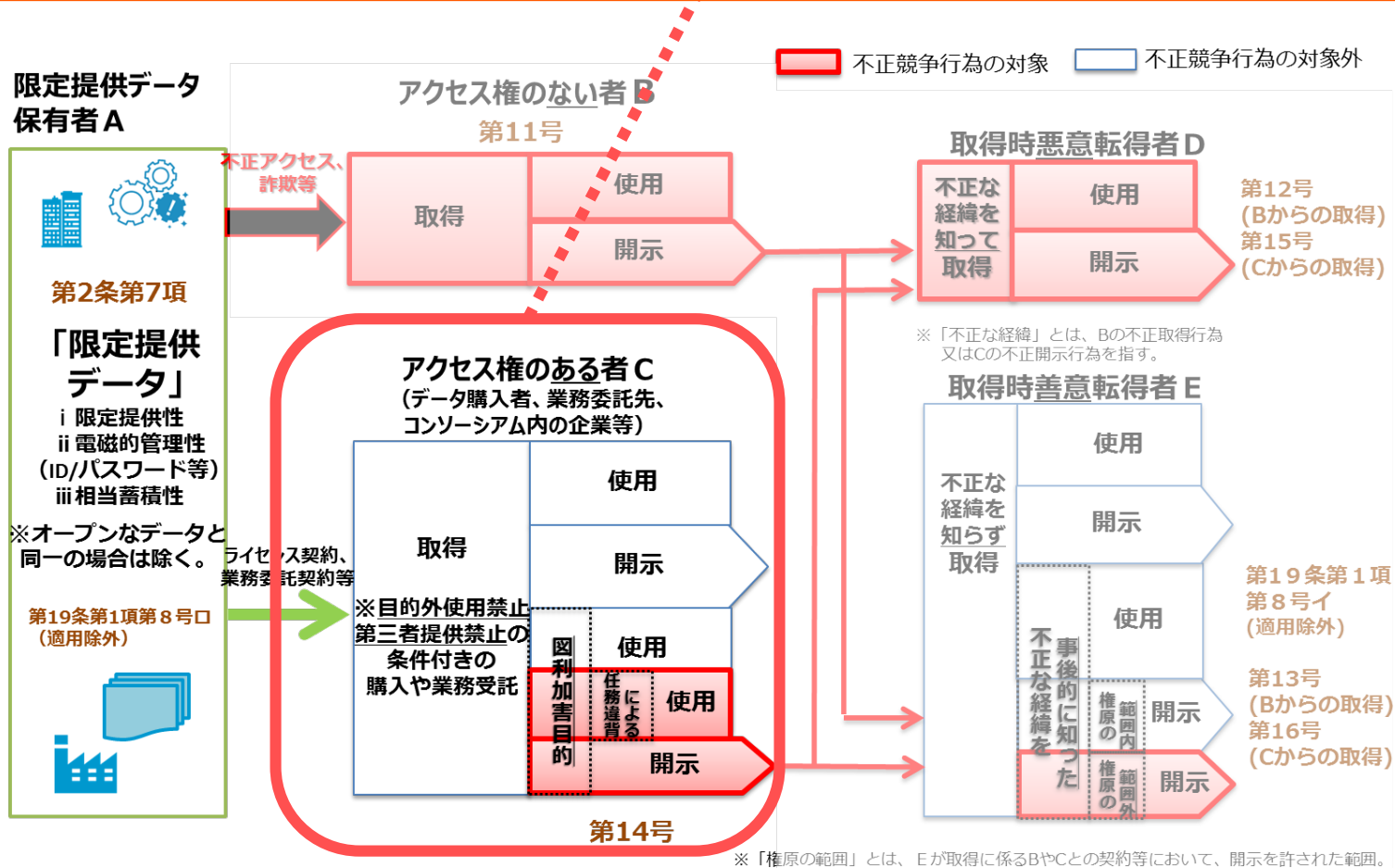
例) 他社のパソコンにネットワークを介して無断で入り込んで操作し、パスワードを無効化してデータを取得する行為

5. 著しい信義則違反類型について

(「限定提供データに関する指針(案)」 p.25~p.34)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十四 限定提供データを保有する事業者(以下「限定提供データ保有者」という。)からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為(その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。)又は開示する行為



下記①②を満たす使用行為
下記①の要件を満たす開示行為



不正競争行為に該当

①「不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的」 (図利加害目的)

図利加害目的要件の該当性の判断に当たっては、当該使用又は開示行為が限定提供データ保有者から許されていないことが当事者双方にとって明らかであってそれを正当取得者が認識していることが前提となる。

【図利加害目的があると判断される場合】

以下 i、ii に該当する場合

- i. 許されていない使用（開示）であることが当事者にとって明らかであり、それを認識しているにもかかわらず
- ii. 自己又は第三者の利益を得る目的又はデータ保有者に損害を与える目的をもって、取得したデータを使用又は開示する場合
- iii. ただし、正当な目的がある場合を除く

【図利加害目的がないと判断される場合】

- ◆ 第三者開示禁止等の義務の存在が、契約上明らかでない場合。
- ◆ 過失によって違反する場合。
- ◆ 限定提供データ保有者のために行う場合。
- ◆ 正当な目的がある場合（緊急的に行われる場合、法令に基づく場合、人命保護等公益上の理由がある場合）

②「その限定提供データの管理に係る任務に違反して行う」行為

「限定提供データの管理に係る任務」とは、単なるデータに関する契約に止まらず、限定提供データ保有者のためにする任務があると認められること。具体的には当事者間で保有者のためにするという委託信任関係がある場合をいう。

【管理に係る任務があると判断される場合】

- ◆ 限定提供データ保有者から委託を受けて、限定提供データを用いて分析を行う場合。

6. 転得類型について

(「限定提供データに関する指針(案)」 p.35~p.41)

【取得時悪意の転得類型】

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十二 その限定提供データについて**限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って**限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十五 その限定提供データについて**限定提供データ不正開示行為**(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。)**であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って**限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

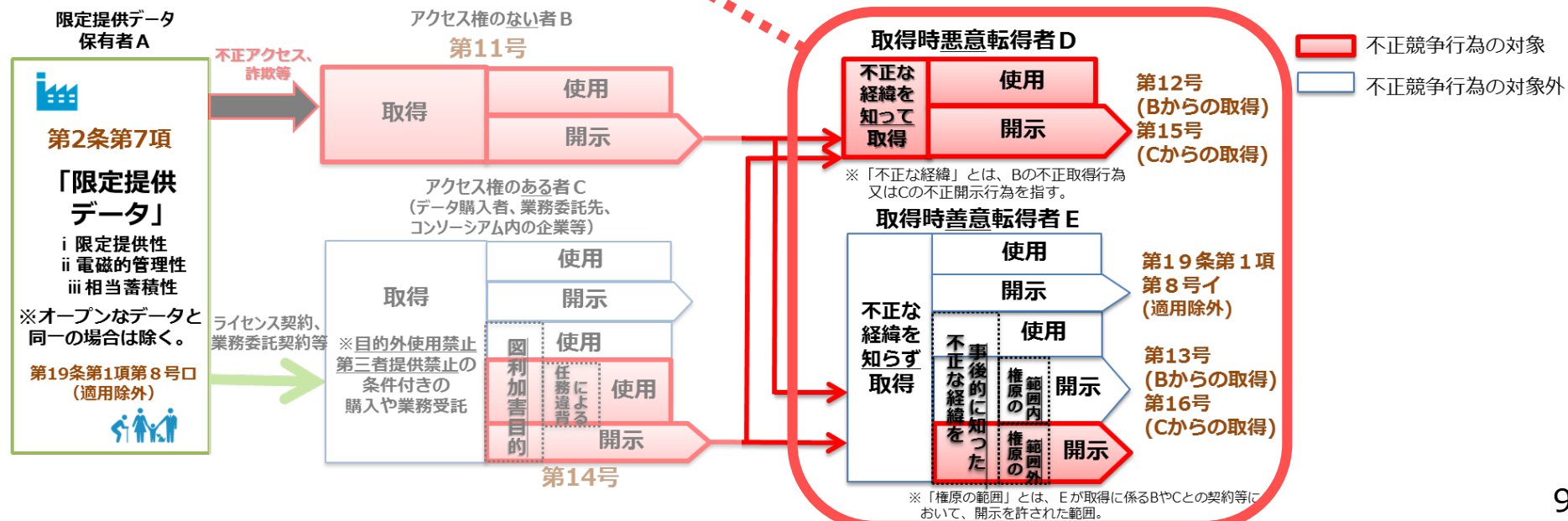
【取得時善意の転得類型】

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十三 **その取得した後に**その**限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って**その取得した限定提供データを開示する行為

十六 **その取得した後に**その限定提供データについて**限定提供データ不正開示行為があったこと**又はその限定提供データについて**限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って**その取得した限定提供データを開示する行為

※第19条第1項第8号イにて、取得時善意の転得類型について、「**取引によって取得した権原の範囲内**」においてその限定提供データを開示する行為」を適用除外として規定。



「限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って」（＝「悪意」）

「悪意」であるというためには、下記(a) (b)の両者を認識していることが必要。

(a)限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為の存在を認識している

(例)

- ◆データの正当取得者に対し、転得者が金品を贈与する見返りに不正なデータ提供を依頼した場合
- ◆データ保有者から、不正行為が存在したことが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合



(b)限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為が行われたデータと転得したデータとが同一であることを認識している

(例)

- ◆電子透かし等のトレーサビリティに基づく検証の結果により、データが同一である旨が確認された場合
- ◆データ保有者から、データが同一であることが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合

※不正行為の介在等についてその真偽が不明であるにとどまる状態は「悪意」とはいえない。

※不正の経緯の有無の確認等の注意義務や調査義務を転得者に課していないことを明記。

「権原の範囲内」

限定提供データを取得した際の取引（売買、ライセンス等）において定められた条件（開示の期間、目的、態様に関するもの）の範囲内という意味。形式的に契約期間が終了するものの、契約関係の継続が合理的に期待される契約の場合、継続された契約は「権原の範囲内」と考えられる。

事例

自動更新契約を締結し、悪意に転じた後に自動更新を行い、更新後に悪意に転じる前に取得したデータを第三者提供する場合